

国民健康保険 医療費の窓口負担について

皆さんが病気やケガで医療を受けた時、その医療費は医療機関の窓口で支払っていた一部負担金と北秋田市国民健康保険の負担で支払われます。皆さんが窓口で負担する割合（金額）は、年齢により変わりますので、あらためて皆さんにお知らせします。



年齢区分ごとの負担割合

年齢区分	自己負担
義務教育就学（小学校入学）前まで	かかった医療費の2割
義務教育就学から70歳未満	かかった医療費の3割
70歳以上75歳未満【前期高齢者】	かかった医療費の2割（一定以上の所得がある人は3割） ※1944年（昭和19年）4月1日以前に生まれた方は特例措置で1割

※後期高齢者医療制度…75歳以上の方は、原則として現在加入している健康保険を離脱し、「後期高齢者医療制度」へ加入することになります。自己負担は1割（一定以上の所得者は3割）です。

なお、一定の障害がある65歳以上の方も申請により加入することができます。

70～74歳の被保険者に係る医療費の窓口負担が見直しされました

現在、70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上2割となっています。

これまで特例措置で1割負担とされていましたが、平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることになりました。なお、見直しに当たっては、高齢の方の生活に大きな影響が生じることを避け、平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されます。

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方

70歳の誕生月の翌月から医療費の窓口負担は2割になります

例えば、平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から、これまでの3割負担から2割負担になります。

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方

平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のままです

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、この上限額も変わりません。

注)一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

◎福祉医療費（マル福）

市では、乳幼児および小学生、中学生等の心身の健康の保持と生活の安定を図るため、医療費の自己負担分を助成しています。

対象者	助成額	所得制限
乳幼児および小学生	入院、外来、歯科、薬局での保険適用分に係わる自己負担額	所得制限なし
中学生	入院、外来、歯科、薬局での保険適用分に係わる自己負担の一部 ※入院以外は、1レセプトにつき千円を上限とする一部負担あり	
ひとり親家庭の児童 (18歳に達した以後の3月31日まで)	入院、外来、歯科、薬局での保険適用分に係わる自己負担額	所得制限あり ※社会保険の被保険者は該当しません
高齢身体障がい者	入院、外来、歯科、薬局での保険適用分に係わる自己負担額	社会保険の被保険者のみ所得制限あり
重度心身障がい(児)者	入院、外来、歯科、薬局での保険適用分に係わる自己負担額	社会保険の被保険者のみ所得制限あり

【お問い合わせ】 市民課国保年金係 ☎62-1118

住宅リフォーム緊急支援事業のお知らせ

この事業は、市民の皆さんが市内業者を利用して住宅の増改築又はリフォームを行う場合に、補助金を交付するものです。なお、今年度も引き続き『耐震・断熱、省エネ、バリアフリー、屋根の克雪対策に有効な工事』についての補助限度額を引き上げています。

○住宅の増改築リフォーム工事

補助対象となる工事費の10分の1の金額（限度額 20万円）

○耐震・断熱、省エネ、バリアフリー、屋根の克雪対策に有効な工事

補助対象となる工事費の10分の1の金額（限度額 25万円）

※『住宅の増改築リフォーム工事』と『耐震・断熱、省エネ、バリアフリー、屋根の克雪対策に有効な工事』の申請の併用はできません

対象となる方

- 市に住民登録されている方であること
- 申請者及び工事する住宅に住む親族が、市税等を滞納していないこと

対象となる住宅

- 市内にある住宅（別荘等を除く）
- 賃貸（賃貸予定も含む）をしていない住宅
- 併用住宅は、住宅部分の面積が2分の1以上の住宅
- 申請者又は親や子が所有し、かつ居住する住宅
- 市長が同等と認める場合

対象となる工事

- 補助対象となる工事費用が50万円以上の工事
- 平成27年3月25日までに完了する工事
- 市内に本店のある業者又は住民登録している個人が施工する工事

（補助対象とならないもの）

- ▽対象工事が重複する市補助制度の補助金に相当する費用（浄化槽設置補助、介護保険住宅改修費支給など）
- ▽公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事費用
- ▽門・塀等、いわゆる外構工事費用
- ▽重複計上が認められていない他の補助制度を利用する工事費用
- ▽補助金の交付が適当でないと思われる工事費用

あきた安全安心住まい推進事業

県では住宅を建設又はリフォーム等される方に対して、次の事業により補助します

- ①住宅リフォーム推進事業
- ②住宅用太陽光発電システム普及支援事業
- ③「秋田スギの家」普及促進事業

補助条件などの詳細は県のホームページ、又は県の地域振興局建築課までお問い合わせください。

☎ 秋田県北秋田地域振興局建築課 ☎63-2531

【お問い合わせ】 都市計画課都市計画住宅係 ☎72-5246

申請場所及び方法

- 受付開始 平成26年4月1日から
- 申請場所 都市計画課（森吉庁舎）、生活課（本庁舎）、合川及び阿仁総合窓口センター
- 申請方法 工事着手前に補助金交付申請書に次の書類を添付して提出してください。

工事契約書又は請書の写し／内訳明細書又は見積書の写し／工事着工前の写真（施工箇所がはっきり分かる写真）／その他必要と認める書類

※この他に「耐震・断熱、省エネ、バリアフリー、屋根の克雪対策に有効な工事」に該当する申請の場合は、指定様式による工事概要書、指定見積書、図面等も必要になります。

木造住宅耐震補助事業

～地震が起きたとき、あなたの住宅は安全でしょうか～

市では木造住宅の耐震診断、改修計画、改修工事に係る経費の一部を補助します。

【対象となる方】 昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建住宅（併用住宅は、住宅部分の面積が2分の1以上の住宅）を所有（共有）する個人

【対象となる工事】 ①耐震診断（建物の強度を調べ地震に対する安全性を評価します）

※①の結果によっては次の工事も対象になります

- ②改修計画（補強・改修工事の計画や設計）
- ③耐震改修工事（耐震のための補強・改修）

【補助金の額及び申請の受付期間】

▽耐震診断…費用の3分の2（上限額3万円）
（受付期間）4月1日～11月28日

▽耐震改修計画…費用の10分の9（上限額20万円）
（受付期間）4月1日～12月26日

▽耐震改修工事…費用の2分の1（上限額30万円）
（受付期間）4月1日～12月26日

○申請の前に、まずはご相談ください。